

柱1 子どもの権利擁護の推進

参考資料4 P. 3～4

ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援

●子どもの権利理解と意見表明の促進

子どもが自らの権利を理解し主体的に考える機会を提供するため、また、子どもが意見表明することの必要性と意義に対する理解を深めるため、「子どもの権利ノート」の内容を子どもや社会的養護経験者等の参加により見直します。
また、生活の場（代替養育等）の決定など、個別の支援計画作成に当たっては、子ども一人ひとりの理解力を考慮したうえで十分に情報提供し、意見表明ができるようにします。

・令和4年度中に子どもの権利ノートを見直し、令和5年度から新しい権利ノートを活用しています。
・「かながわ子どもの意見をきくためのアドボカシーセンター(仮)」の設置と事業運営のための準備検討会をR5.8月に設置し、社会的養護当事者の意見を聴くためのヒアリング調査も実施しながら、報告書を取りまとめました。
・個別の支援計画の作成に当たっては、児童相談所が意見聴取等措置として、令和6年度からしっかり取り組んでいく必要があります。令和5年度は、意見聴取等措置の取組みに向けて、児童相談所がプロジェクトチームを組んで検討しています。

●子ども集会等の開催

社会的養護の関係者や社会的養護経験者の意見を聴きながら、子どもが自分の意見を自信を持って表明する力を養うための機会を設けます。

・県が主催しての子ども集会は行っていませんが、各施設等において実施されています。また、子どもの意見表明支援事業で施設等を訪問し、個別に意見形成、意見表明、代弁等の支援を行っています

イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援

●子どもの人権相談室事業の強化

子ども専用の電話相談事業（人権・子どもホットライン）などを通じて、子どもの抱える問題の解決に向けた支援を進めるとともに、児童福祉施設の職員を対象とした権利擁護研修を充実していきます。

・子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を構築しています。
・令和3年度から児童養護施設等の基幹的職員を対象とした人権研修の一環として、子どもの意見表明支援に関する普及・啓発研修を行っています。

●子どもの意見の代弁（アドボカシー）事業の推進

子どもの支援に日常的に関わっていない学識者や弁護士などの第三者が、定期的に子どもの意見を聴き、必要に応じて子どもが表明した意見を関係者につなぎ、代弁することにより、子どもの声を個別の支援やより良い生活の実現に生かせるようにします。

子どもの意見表明支援事業として、令和5年度は上半期に6施設と1一時保護所に訪問し、子どもの意見を聴き、必要に応じて子どもが表明した意見を関係者につなぎ、代弁する取組みを実施しました。51名の子どもが参加してくれました。12月からは、下半期分として上半期と同じ施設に再度訪問予定です。

ウ 子どもへの虐待の禁止の徹底

●体罰禁止及び体罰によらない子育てについての周知啓発

体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するため、保護者及び養育者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことについて、広く県民に周知するとともに、子どもから保護者まで、それぞれの理解を促進するため、啓発資料を作成し、活用していきます。また、被措置児童等虐待を防止するため、施設職員や里親への研修を強化します。

・保護者や子ども向けの啓発事業として、リーフレットや動画の作成、研修を実施しました。
・体罰に関する意識調査として、アンケート調査を実施。体罰の禁止が法定化されたことの認知度や体罰の容認度などを調査しています。

柱2 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

参考資料4 P. 5～6

ア 児童相談所の体制強化と 関係機関との連携強化

●児童虐待事案に迅速・的確に対応できる児童相談所体制の構築

増加する児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、国の総合強化プランや児童福祉法等の改正の趣旨を踏まえ、児童相談所の人材確保に取り組むとともに、人材育成を図ります。人材育成にあたっては、研修を充実させるとともに、子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができるよう、専門性の向上を図っていきます。

毎年、児童相談所の福祉司や心理司の増員については図られていますが、経験の浅い職員が増え、そういった職員を指導教育可能な職員が足りていない現状はあります。人材育成のための研修とともに、日常的なOJTの場が確保される必要もあります。

●児童相談所の法的対応を強化するための相談体制の整備

児童虐待の重篤な事案について、児童相談所がためらうことなく迅速、的確に介入するため、また、子どもの支援に当たり、児童相談所と保護者の意向が一致しない場合などに的確に対応するため、弁護士に常時相談できる体制を整備します。

・県所管6児相に非常勤弁護士を配置し、週1回の援助方針会議に同席してもらい、法的対応が必要なケースに対して助言等を得ています。また、常時、電話等での相談(オンコール対応)も可能な体制を構築しています。
・令和7年6月から施行される一時保護開始時の司法審査に向けても、対応や課題等を整理し、備えています。

●厚木児童相談所新築工事

老朽化が著しい厚木児童相談所について、単独庁舎として移転再整備を行います。

令和4年度から供用開始しており、一時保護所の居室の個室化、明るく温かみのある施設環境の整備等を実現しています。

●相談しやすい体制整備による虐待の未然防止と早期発見・対応の推進

電話及びSNSなど複数の媒体による相談・通告窓口を設け、児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図ります。

・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談（通告）を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図っています。

◆子ども・家庭110番 毎日9時～20時

◆全国児童相談所共通ダイヤル 24時間365日

・子ども本人や若い世代の保護者など、より幅広い層からの相談を受け入れやすくするため、平成31年2月の試行を経て、令和元年10月に「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設しました。

◆かながわ子ども家庭110番相談LINE 月～土 9時～21時

●関係機関間のさらなる連携強化

子どもの安全・安心を守るため、市町村、児童相談所、保育所、学校等教育機関、医療機関、警察、配偶者暴力相談支援センターなど、関係機関間のさらなる連携強化に取り組めます。配偶者暴力相談支援センターが一時保護したDV被害者が同伴している子どもについては、虐待を受けていた場合があるため、連携して子どもの支援の充実を図ります。

また、様々な支援を行う民間団体とも連携し、子どもや家庭を地域で支え、見守る体制を強化します。

児童虐待を含め、子どもを取り巻く環境が複雑化している状況があり、1つの機関だけで解決を図ることが難しくなっています。子どもや家庭に関わる機関の連携をより一層深め、それぞれの機関ができることを確認し、役割を果たしていく必要があります。

●児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証と再発防止

本県が行ってきた児童虐待による死亡事例等の検証結果及び提言を関係機関と共有し、再発防止に向けた取組みを強化します。また、市町村においても積極的な検証が行われるように技術的な助言を行います。

検証作業で課題とされた事項や、それに基づき得られた提言を元に、支援機関とも共有してきました。今後も取組みに反映させ、再発防止に向けた取組みを継続していきます。

イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護

●児童相談所の人材確保・育成

被虐待の影響でトラウマを抱えた子ども、発達障害がある子ども、愛着障害がある子どもなど、一時保護所で様々な課題がある子どもへのケアを行う一時保護所職員や、ソーシャルワークの中心となる児童福祉司を始めとする児童相談所職員への研修の充実を図ります。

国の「一時保護ガイドライン」を踏まえた適切な一時保護の検討を進め、一時保護所マニュアルを見直します。

・毎年度、一時保護所職員や児童福祉司を対象とする研修を実施しています。

・児童相談所の所長等をメンバーとする、一時保護所の権利擁護プロジェクトにおいて、「一時保護ガイドライン（H30.7.6通知）」をベースに検討しています。

●厚木児童相談所新築工事【再掲】

●子どもの状況に応じた施設や里親等への委託による一時保護の実施

通学等、これまでの生活を継続しながら一時保護を実施することが望ましいなど、個別の事情や子どもの意向を考慮し、里親等への委託による一時保護を積極的に検討します。

個別のケースの状態を考慮しながら、施設や里親宅への一時保護を実施しています。一方で、一時保護の長期化が課題となっており、R4年度に状況調査を実施しました。

●一時保護所の自己評価及び第三者評価の実施

一時保護中の子どもの権利を保障し、質の高い一時保護を実施するために、自己評価及び第三者評価を実施します。

・令和3年度までに県が設けている3か所の一時保護所の第三者評価を試行し、令和6年度から毎年度1か所ずつ第三者評価を実施します。
・子どもの意見表明等支援事業にて、施設入所中の児童だけでなく、一時保護児童についても話を聞き、聞いた内容を児童相談所に伝え、その後の対応状況についても把握に努めました。

●子どもの意見の代弁（アドボカシー）事業の推進【再掲】

ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援

●市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保

要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、その他市町村職員を対象とした研修や連絡会を通じて、子ども家庭相談や妊産婦への支援に係る職員の専門性向上を目的とした階層別の研修や、各自治体の取組み情報について共有の機会をつくるとともに、市町村と関係機関のさらなる連携強化を図ります。

・中央児相虐待対策支援課が主催し、市町村要対協調整担当者研修やその他市町村職員を対象とした研修を行っています。
・また、市町村児童福祉主管課長会議を開催し、各自治体の取組み情報について共有の機会をつくるとともに、市町村と情報共有を行っています。

●児童相談所による市町村支援の強化

日常的な個別事例の対応においての連携や市町村職員への支援・協力とともに、市町村支援担当児童福祉司を児童相談所に配置し、市町村への支援を強化します。

中央児童相談所に配置された市町村支援担当福祉司を中心に、各児童相談所のSVが管内市町村の要対協をサポートする研修等を実施しています。

エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開

●老朽化施設の再整備による養育環境の改善

ケアニーズの高い乳幼児を、良好な家庭的な環境の中で養育できるように、施設の再整備への支援を計画的に行っていきます。

R4年度末、児童養護施設等施設整備費補助金を交付し、聖園ベビーホームの移転建替えを実施しました。R5年度から定員を40名から35名に縮小、全室小規模ユニット化（小規模グループケアを2か所から6か所に変更）を図り、より家庭的な環境への整備に努めました。

●乳児院の多機能化等の推進による機能強化

児童の早期家庭復帰や里親委託を可能とするための支援を行い、親子関係の再構築等を図り、入所児童の早期の退所を促進します。

また、乳児院機能を生かした地域での育児支援など、多機能化を推進する事業の実施を支援しながら、社会的養育における乳児院の役割・機能について、検討していきます。

- ・小規模化により、家庭的な体験（職員と入浴や食事をともにする）を積み重ね、早期の家庭復帰や里親委託への移行に努めました。
 - ・R3年度から国の「里親委託加速化プラン」の採択を受け、民間乳児院2施設に里親支援専門相談員を追加配置（1施設2名体制）しました。1名で実施してきた従来業務の強化（複数名での相談対応・家庭訪問による多面的な支援等）は図られましたが、+αの取組事項については検討中です。また、満床状態が続いており、従来の乳児院の機能である一時保護・入所機能をフル活用している現状があります。
- 乳児院機能を生かした地域での育児支援
- ・ドルカスベビーホームについて、R6年度からショートステイ事業の実施に向けて綾瀬市と協議中。
 - ・【参考】聖園ベビーホームにて、地域の乳幼児を育てる家族を対象にして「子育て広場（ひよこ広場）」を開催していたが、コロナ禍は中断。今後、開催を検討している。内容はベビーマッサージや、子育て相談等。

ア 里親等への委託の推進

●フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

里親センター、家庭養育支援センター、児童相談所が連携し、里親制度の普及啓発、里親の開拓、里親研修、子どもと里親家庭とのマッチング、里親支援などの一連のフォスタリング業務をより効果的に実施できる体制を整備します。

また、里親委託を推進できるよう、里親や里親会の協力を得ながら、里親支援事業や里親センター事業の拡充などを検討するとともに、委託後の里親を支える相談支援やレスパイトを含め、必要な事業を実施します。

各児童相談所に里親支援担当の児童福祉司を配置し、地域の社会資源を活用したソーシャルワークによる里親支援を強化していきます。

里親制度の普及啓発や里親養育をしやすい地域づくりについて、市町村の理解・協力が得られるよう働きかけていきます。

・R2年度に中央児相虐待対策支援課、里親担当課長、里親センターひこばえ、子ども家庭課で里親委託推進ロードマップを作成し、フォスタリング業務を4つのステップ（①広報・リクルート、②研修・トレーニング、③マッチング、④委託後の支援）に分け、具体的な取組内容等を整理しました。

・里親や里親会の協力について、各地区里親会が里親を対象としたサロンや研修を活発に行い、里親同士でのレスパイト・ケアも実施しています。

・県里親会のあり方について、R3年度にあり方検討会を開催し、県里親会、中央児相、子ども家庭課にて検討中。地区里親会の活動が活発化していることもあり、県里親会の役割や事業内容を決めていく必要がありますが、検討に時間を要しています。

・児相に配置している里親担当児童福祉司について、所によっては複数名配置をしていますが、人事異動など知識や経験の積み重ねについて課題があります。

・子ども家庭課と各児相による「里親支援の充実プロジェクト」により、検討を進めています。

・市町村の広報誌掲載や里親制度のパンフレット等の配架、各所が里親講座を実施する際に市町村にも協力していただくなどの取組みを行っています。

●乳児院に一時保護委託・措置された乳幼児の里親等委託の重点的推進

乳児院で養育される乳幼児については、児童相談所において里親等委託を積極的に検討し、里親等委託が適当な子どもは、早期に安定した家族関係の中で愛着形成ができるよう進めていきます。

・援助方針会議等で里親委託を積極的に検討しています。

・児童養護施設等入所児童についても里親への措置変更の可能性を検討するとともに、里親への措置変更に当たっての課題をデータから明らかにするため、R2～4年度に親子支援チームによるヒアリングを活用した「里親への措置変更の可能性を探る調査」を実施しました。

・公的保護方向となった際に「里親委託優先原則」を徹底するため、「措置決定に向けたフローチャート」を作成し、R4年度は公的保護方向を決定したケースを対象にデータ収集、R5年度は措置先を検討する際に使用して検証しています。

●ファミリーホームの設置促進

家庭養護の一形態であるファミリーホームについても、設置を促進し、里親等委託を進めます。

現時点では県域でのファミリーホームの設置はありませんが、設立相談を数件受けており、現在、設置に向けて調整をしています。

●専門里親の育成

虐待により心身に影響を受けた子どもや障害のある子どもなど、専門的なケアを必要とする子どもも、できるだけ里親のもとで養育することができるよう、専門里親を育成していきます。

具体的には、看護師や保育士等の資格があるなど、専門的知識を持った里親の開拓や、里親への研修の充実に取り組みます。

・専門里親については、母子愛育会が行っている専門里親更新研修を受講しています。専門里親認定研修はR4・5年度は受講実績なし。有資格者のリクルートについては、未実施。

・里親への研修について、フォスタリング・チェンジ・プログラム（FCP）導入に向けてR3年度から家庭養育支援センター、里親センターにFCPのファシリテーター養成講座を受講してもらい、R5年度に支援者向け1回・里親向け2回、里親相談員向け1回のFCP体験会実施。R6年度から里親を対象に1日3時間×12回の本格実施予定。

イ 児童養護施設等の高機能化等

●計画的な施設の小規模化及び地域分散化の推進

老朽化した施設の改築やグループケアの適正規模化を計画的に進めるなど、より家庭的な環境で子どもたちが生活できるように養育環境整備や安定的に運営できる体制整備を図ります。

小規模化及び地域分散化の推進に当たっては、県所管域における施設養育を必要とする子どもが適切に養育を受けられるよう、必要な定員を確保します。なお、県所管施設の他自治体定員枠については、施設総定員の動向や施設養育を必要とする子どもの状況をみながら見直しをします。

地域分散化については、職員の孤立・閉鎖性のリスクを回避できるような体制の構築や安定的な施設運営が可能となる職員体制の確保に留意し、法人・施設と協議しながら進めていきます。

・R2年度から年1回、乳児院、児童養護施設を対象にヒアリング、アンケートを実施し、小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換等に向けた検討状況を把握してきました。新しい社会的養育ビジョンや県推進計画を踏まえた施設の小規模かつ地域分散化の推進、レスパイトの促進を図るよう説明し、高機能化等を促してきました。

・毎年度、定員協定会議を5県市で行い、社会的養護の状況を確認しながら協定枠の調整を行ってきました。原則、施設整備時に補助金を出していない市については、退所後に定員枠を返還してもらうよう4市に説明しています。

・地域小規模児童養護施設の開設について施設と協議してきました。

●施設の高機能化及び多機能化

家庭復帰や里親委託、あるいは施設退所児童へのアフターケアなど、個々の子どものニーズやその家族への支援ニーズに合った養育や支援の提供、施設の専門的な養育機能を生かした地域支援や、レスパイトや相談支援など里親支援の充実について検討していきます。
また、地域に根付き、多くの大人が関われる環境を生かしながら、個別的配慮のもとでの支援に取り組んできた、従来の各施設の養育実践を生かしながら、家庭養育が困難あるいは不適當な子どもの支援ニーズに応えられるよう、多様な養育の場を確保できるようにします。

- ・小規模化及び地域分散化と併せてヒアリング、アンケートを実施。
- ・聖園子供の家、白十字会林間学校、幸保愛児園でショートステイ・トワイライトステイ事業実施中。R6年度から唐池学園、ドルカスベビーホーム、ゆりかご園で実施検討中。
- ・R5年度からゆりかご園が放課後等児童クラブを実施。
- ・レスパイト・ケアを各施設で実施。

●人材の確保と専門的ケアの充実

社会的養護の担い手となる人材の確保策について検討し、必要な取組みを進めます。
また、児童相談所の一時保護所を含む社会的養護関係施設職員が身に付けておくべき専門的ケアについての知識や技能を学ぶ研修の機会を確保し、施設職員の支援技術の向上を図るとともに、施設現場を支援するため、スーパービジョンやコンサルテーションを行う仕組みについて検討します。

研修については、中央児童相談所虐待対策支援課で一部実施していますが、人材確保・育成の取組については今後の課題となっています。

●多様な子どもの支援を推進する民間施設支援

できる限り良好な家庭的環境を提供し、子どもへの個別対応を基本とした養育を行う民間児童福祉施設に対して補助し、支援の質の向上を図ります。

入所児童との愛着関係の強化や自立に必要な家事全般及び財産管理等を児童と一緒にを行う施設に、民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助金を交付しています。

●子どもの専門的ケアニーズに応じた施設利用

子どものケアニーズを的確にアセスメントし、社会的養護関係施設及び福祉型障害児入所施設など種別が異なる施設の効果的な利用や施設間の連携について検討する場を設け、制度のはざままで支援が行き届かない子どもが生じないようにしていきます。

子ども自立生活支援センター（きらり）について、乳児院・福祉型障害児入所施設・児童心理治療施設の複合型施設として、それぞれの特色を生かした一体的な運営を行っています。

ウ 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築

●養子縁組への相談支援の充実

特別養子縁組を含む養子縁組の相談、養育支援、縁組後のフォローアップなど、里親センターを中心に相談支援を進めていきます。
特別養子縁組に関する児童相談所職員の研修受講の促進等、児童相談所における養子縁組に関する相談支援体制を強化します。

・H29から里親センターひこばえに配置している養子縁組対応専門員を中心に養子縁組に関する相談支援を進めています。里親センターひこばえ担当者がサロン実施やユースの会への参加をしています。
・年1回、里親センターひこばえにより、児童相談所職員など支援者向け養子縁組に関する研修会を実施しています。

●民間の特別養子縁組あっせん団体との連携に係る検討

民間の特別養子縁組あっせん団体による特別養子縁組の成立の状況を把握（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 第32条第一項）するとともに、あっせん団体との連携を検討していきます。

・あっせん団体からの報告を受け、特別養子縁組の成立の状況を把握しています。
・里親センターひこばえ担当者がNPO法人などが実施する養子縁組関係機関連携会議に参加したりサロン実施やユースの会への参加をしています。

●養子縁組制度の普及・啓発

里親セミナーの開催、広報啓発物の作成・配布、情報コーナーの設置などを企画・実施し、里親制度とともに、養子縁組制度についての周知を図ります。

保育士試験会場や不妊治療機関でのリーフレット配布、大学等でのPR動画配信などを行っています。

柱4 代替養育を経験した子どもの自立支援の推進

参考資料4 P. 13

ア 代替養育を経験した子どもの自立支援ニーズの把握 と支援

●代替養育を経験した者からの意見聴取

あすなろサポーター・職業指導員連絡会を活用するなど、退所児童等の意見聴取の仕組みについて検討し、実施していきます。

毎月1回連絡会を開催し、退所児童等の意見聴取や状況調査等を行い、「あすなろワークブック」や「事例から学ぶ退所後ケアサポートガイド」の作成など、支援の検討や情報共有を実施しています。

●代替養育を経験した者へのフォローアップ

あすなろサポートステーション等、退所後に相談できる社会資源の情報提供を進めるとともに、施設の実家機能を生かして、退所児童等が必要な時に相談支援が受けられるようにしていきます。
また、あすなろサポートステーション事業と各施設とのネットワークを活用した取組みにより、退所児童等の状況把握に努め、支援につなげるようにしていきます。
なお、施設や里親、児童相談所などが、家庭復帰した子どもも含め退所児童等の生活課題を把握した際には、相談に応じるとともに必要な支援を実施していきます。

・あすなろサポートステーションは、支援対象となる児童が抱える金銭、就労、住居、人間関係等の様々な問題に対して相談に応じ、各支援機関との連絡調整を行なうとともに、相談時には本人に同行、アドバイス等を行うことにより問題の解決を図る取組みを随時行っています。
・児童養護施設等において、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援の充実を図っています。

イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進

●子どもの自立に向けた支援の充実

施設等で育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、退所までに、自立に必要な生活の知識、技術や経験が得られ、個別のニーズに合った必要な支援が施設において受けられるようにしていきます。

退所までに、自立に必要な生活の知識、技術や経験が得られるよう、あすなろサポートステーションでは、生活、就労、進学など退所等を見据えて、児童が習得しておくべき内容を盛り込んだ自立支援研修を実施しています。また施設が行うキャリア教育に協力する等、随時対応しています。

●社会的養護自立生活支援事業等の実施

里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者で、就学や就労に向けて引き続き里親家庭や施設、自立援助ホームに居住して必要な支援を受ける必要がある18歳を超えた者への支援を進めます。

社会的養護自立支援事業として、措置解除後も引き続き居住の場を提供し、必要な支援を行う里親や児童養護施設等に対し、居住、生活に関する一定の費用を補助しています。
また、就学者自立生活援助事業として、自立援助ホームに入所する20～22歳までの大学等に就学している者に対し、支援を行っています。

●「継続支援計画」の作成と自立支援

自立支援コーディネーターの統括のもと、当事者が主体的に関わった自立に向けた計画の作成や、個別ニーズに応じた自立支援を促進します。

継続支援計画の作成や、そのモニタリング等、あすなろサポートステーションの自立支援コーディネーターが、本人、施設、児童相談所等とカンファレンスを随時実施しています。

● 自立援助ホームの開設促進

自立に向けた支援を必要とする10代後半の子どもが、支援を受けながら就労や就学をすることができる自立援助ホームなど、多様な支援の場を確保していきます。自立援助ホームについては、就学を目的としたものの設置の検討をしながら、開設を進めていきます。

令和4年10月に男子を対象とした自立援助ホーム1施設が開設、令和5年5月に女子を対象とした自立援助ホーム1施設が開設し、男子・女子とも2施設ずつとなりました。既存施設を含め、各施設とも就学を目的とした子どもを受け入れています。